令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における標記の変更 について

> 令和6年10月16日 福島県教育庁高校教育課

学科改編により、令和7年度から郡山高等学校の「普通科と英語科」が「普通科と探究科」となるため、下記のとおり変更いたします。

記

○令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱 3ページ

「第2 前期選抜」の「1 出願」の「6 併願の取扱い」(3)①

## 変 更 前

- (3) 一般選抜の出願において、二つ以上の 課程、学科を設置する高等学校に出願す る場合、第一志望と異なる課程、大学科 の第二志望は認めない。ただし、次の場 合においては第二志望とすることを認 める。
  - ① 普通科と理数科、普通科と英語科、 普通科と数理科学科、普通科とデザイン科学科、普通科とスポーツ科を併置 する高等学校において、理数科、英語 科、数理科学科、デザイン科学科、スポーツ科を志願する者については、当 該高等学校の通学区域、又は隣接する 通学区域から出願する者に限り、当該 高等学校の普通科を第二志望とする ことを認める。

なお、普通科を志願する者について も、理数科<u>英語科</u>、数理科学科に限っては、これを第二志望とすることを 当該高等学校長の判断により認める ことができる。

## 変 更 後

- (3) 一般選抜の出願において、二つ以上の 課程、学科を設置する高等学校に出願す る場合、第一志望と異なる課程、大学科 の第二志望は認めない。ただし、次の場 合においては第二志望とすることを認 める。
  - ① 普通科と理数科、普通科と数理科学科、普通科とデザイン科学科、普通科とスポーツ科、普通科と探究科を併置する高等学校において、理数科、数理科学科、デザイン科学科、スポーツ科、探究科を志願する者については、当該高等学校の通学区域、又は隣接する通学区域から出願する者に限り、当該高等学校の普通科を第二志望とすることを認める。

なお、普通科を志願する者について も、理数科、数理科学科、探究科に限っては、これを第二志望とすることを 当該高等学校長の判断により認める ことができる。

※ 下線部が、変更部分。